

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月9日
【報告者の名称】	新華ホールディングス・リミテッド (新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited)
【報告者の所在地】	ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	新華ホールディングス・リミテッドIRデスク 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFビル6F 新華ファイナンス・ジャパン
【電話番号】	03(3568)2600
【事務連絡者氏名】	スカヤデン・アープス法律事務所 弁護士 神谷 光弘 弁護士 西 理広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、新華ホールディングス・リミテッドをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社テクノグローバルをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年3月16日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項に、訂正すべき事項が生じたので、法第27条の10項第8項において準用する法第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (1) 本公開買付けに関する意見の内容
 - (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由
- 6 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

当社は、公開買付者により開始された当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(訂正後)

当社は、公開買付者により開始された当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、平成27年4月9日開催の取締役会において、反対することを決議いたしました。したがって、株主の皆様におかれましては、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(訂正前)

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討してまいりましたが、平成27年3月16日開催の当社取締役会において、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保することを決議いたしました。

公開買付者からは、平成26年9月以降、当社との資本業務提携を行いたい旨の申し入れを断続的に受けており、公開買付者が当社株式を取得するための方策として、第三者割当増資や、公開買付けを行うことが公開買付者から提案されておりました。当社は、当社の大株主でもあった公開買付者の提案内容を真摯に検討いたしました。公開買付者と提携することの具体的なメリットを見出すことができませんでした。公開買付者からは、公開買付けを行うに当たり、賛同意見を表明して欲しい旨の要請がありましたが、当社は、熟慮した結果、平成27年1月初旬、その時点においては公開買付者による公開買付けに賛成することはできないとの結論に至りました。もっとも、公開買付者が、当社の最高経営責任者であるレン・イー・ハン氏に対して、株主総会における議決権の行使を委ねる旨の合意書を締結できれば、公開買付者が、当社の現経営陣に対して敵対的ではないことが確認できるため、当該合意書の締結を条件として、公開買付者が開始する公開買付けに反対せず、中立の姿勢を表明することも検討可能である旨を公開買付者に伝え、当該合意書の内容について、交渉が行われました。

この点、公開買付者が提出した公開買付届出書4頁第1の3.(2) ()では、「レン氏は、平成27年1月16日、公開買付者に対し、本公開買付け及び資本業務提携契約の交渉の打ち切りを一方向的に通告」した旨記載されていますが、そのような事実はありません。

実際には、平成27年1月16日以降も、協議が継続されており、平成27年1月27日に、公開買付者の要求に従い、当社代理人を通じて、公開買付者代理人弁護士に対して、上記の議決権に関する合意書が締結されることを前提とした、公開買付けに対して中立の意見を表明する旨の意見表明報告書の素案を送付しております。これに対して、公開買付者代理人から、平成27年1月27日、当該素案をクライアントと共有の上、検討する旨、また、議決権行使に関する合意書と公開買付届出書についても、それを踏まえて追って連絡する旨の返信がありました。もっとも、その後公開買付者からの連絡が途絶え、約1ヵ月後の平成27年2月26日に、公開買付者の代理人弁護士から、公開買付者においては、議決権行使に関する合意書及び資本業務提携契約を締結することを一旦断念するとの一方的な通告がありました。その後、平成27年3月2日になって、公開買付者の代理人弁護士から、公開買付者は、当社との間で議決権行使に関する合意書及び資本業務提携契約を締結することを一旦断念した上で、当社普通株式に対する公開買付けについてさらに検討を行ったところ、同日、公開買付けを開始することを決定した旨の通告と共に、プレスリリース文の送付を受け、当社の了解のないまま本公開買付けが開始されたものです。

当社は、公開買付者からの提案を一貫して真摯に検討してまいりましたが、最終的に当社との契約交渉を断念した旨一方的に通告し、当社の同意がないまま本公開買付けの開始を強行した公開買付者の姿勢には当惑しております。当社は、公開買付者及び本公開買付けに関する情報収集や検討等を進めてまいりました。その結果、現時点においては、当社と公開買付者が資本業務提携を行うことに特段のシナジーもなく、当社にとってのメリットが見出せておりません。もっとも、公開買付届出書その他公開買付者が開示した情報のみからでは、本公開買付けの目的その他の本公開買付けの評価・検討に当たり重要であると考えられる多くの事項の詳細が明らかではありません。そのため、当社取締役会が、本公開買付けの条件等について慎重に評価・検討を行った上で、当社の株主の皆様にも本公開買付けに応募されるか否かを適切にご判断していただく前提となる意見を形成・表明するためには、さらなる情報収集を行うべきであると考えております。

そこで、当社は、本日開催された当社取締役会において、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保し、後記第7項及び別紙に記載の各事項について公開買付者に対して質問を行い、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後に、その回答内容を踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することが適切であると判断いたしました。

公開買付者は、法第27条の10第11項及び同法施行令第13条の2第2項の規定に従い、本意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、後記第7項及び別紙に記載の質問に対して、法第27条の10第11項に規定の対質問回答報告書を提出することが予定されています。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がそれまでに開示したその他の情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

(訂正後)

本公開買付けに関する意見の根拠

当社は、当社の了解のないまま本公開買付けが一方的に開始された後、本公開買付けに関する情報収集や検討等を進めてまいりました。

しかしながら、平成27年3月16日の時点では、公開買付者の概要、公開買付者の事業内容、沿革及び実績、本公開買付けを行うに至った目的、背景、経緯、本公開買付け後に公開買付者が企図する経営方針等の具体的な内容その他の本公開買付けの評価・検討に当たり重要であると考えられる多くの事項の詳細が明らかではありませんでした。そのため、同日開催された当社取締役会では、意見の表明を留保するとともに、公開買付者に対して質問を提示し、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後に、それを踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することが適切であると判断し、同日付で公開買付者に対して質問を提示いたしました。

かかる当社の質問を受けて、公開買付者は、平成27年3月24日に、対質問回答報告書を提出いたしました。また、公開買付者は、平成27年3月30日に、対質問回答報告書の訂正報告書(以下、かかる訂正後の対質問回答報告書を「本対質問回答報告書」といいます。)を提出しました。

当社は、公開買付者の代理人弁護士を通じて、公開買付者とも連絡を取り、本公開買付けに当社が意見を表明するに当たり、重要であると考えられる事項について協議を行いました。もっとも、かかる協議の結果、公開買付者による当社株式の取得が、当社の企業価値を高め、株主の皆様利益に資することになるものであるとの確証は得られませんでした。

かかる協議と並行して、当社は、公開買付者が提出した公開買付届出書及び本対質問回答報告書、上記協議の結果、並びに、当社が収集した公開買付者に関する情報その他本公開買付けに関する情報を、詳細に評価・検討いたしました。

これらの検討を慎重に行った結果、当社取締役会は、本公開買付けは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないと判断するに至り、平成27年4月9日開催の取締役会において、本公開買付けに反対の意見を表明する旨の決議を行いました。

本公開買付けに関する意見の理由

当社取締役会が本公開買付けに反対の意見を表明する旨の決議を行った具体的な理由は以下のとおりです。

(a) 公開買付者の概要、沿革、事業内容及び実績が不明であること

公開買付届出書によれば、公開買付者は、平成7年3月に設立され(設立時の商号:株式会社テクノイマジカ)、平成17年7月に柏原武利(代表取締役社長)がその経営権を取得した後、平成21年4月に株式会社テクノグローバルに商号を変更したとのことであり、また、公開買付者は、現在、指紋認証技術に基づく指紋錠などの入退室システムやパソコンを指紋入力端末とする企業管理ネットワークシステムなどの指紋認証の応用分野に特化したビジネスを行っているとのことで、特に、今後、発展が期待されるスマートフォン向けアプリケーションの企画・開発を推進するため、「IT・システムコンサルティング事業」に注力しているとのことです(公開買付届出書2頁)。また、公開買付届出書によれば、公開買付者は、中国を含めた海外の生体認証・ネットワークセキュリティ・デバイス企業を傘下に収めることにより、世界に先駆けたセキュリティプラットフォームの構築とグローバル展開を実現したいと考えているとのことです(公開買付届出書2頁)。

しかしながら、当社が開示を要求した財務又は経営成績等に関する情報の一部は、開示を拒まれたこともあり、当社が収集できた情報からでは、公開買付者の具体的な事業内容や実績は不明であり、事業運営の実態が把握できませんでした。

たとえば、公開買付届出書においては、公開買付者は、平成17年に「米国商務省の直轄団体でスタンダード&技術研究所(NIST)が進めている指紋認証方式の国際標準化プロジェクトに参加」と記載がありますが(公開買付届出書15頁)、本対質問回答報告書によると、現在は同プロジェクトには参加していないとのことでした。また、平成17年当時、日本企業で当該プロジェクトのファイナリスト15社に入っただけは公開買付者ともう1社の合計2社のみであった旨の回答がありましたが、そもそも、ファイナリストを選定する前の参加者が全体で何社あったのかが不明であるばかりか、日本企業が何社参加していたかも情報がなく、当社として10年前に当該プロジェクトに参加したことがあったとしても、当該プロジェクトの詳細が結局不明であり、当該事実を評価する十分な情報が得られませんでした。

また、公開買付届出書においては、公開買付者は、平成17年に「複数の認証デバイスを統合するインタフェース仕様の共有化を推進するため認証統合コンソーシアムを設立」と記載がありました(公開買付届出書15頁)が、その参加企業や進捗状況については、回答が拒まれたことから、これについても実態が分からず、評価が不可能でした。

さらに、公開買付届出書においては、公開買付者は、平成17年に「当社開発・製造部門をセキュアデザイン株式会社として会社分割」と記載していたことから、当社は、セキュアデザイン株式会社は公開買付者の完全子会社であるとの印象を抱いておりましたが、本対質問回答報告書によると、公開買付者と同社との間に、資本関係、人的関係、取引関係その他の関係はいずれも存在しないとのことであり、セキュアデザイン株式会社は現時点では、公開買付者と無関係の会社であることが判明いたしました。

このように、公開買付届出書に記載の会社の沿革で言及されている事項の多くが現在の公開買付者の事業内容と関連性がないと見受けられることから、公開買付者の事業の詳細は不明な点が多いと言わざるを得ません。

また、公開買付者に子会社関連会社はなく、従業員数は12名であるとのことで、比較的少数の従業員の会社規模であり、当社の協業相手として適当であるかどうかについても確認が得られませんでした。

株主についての情報も一部の開示が拒まれたことから、完全な情報が得られず、会社支配の実態が把握できませんでした。

さらに、公開買付者が行っていると称している事業は当社として取り扱っておらず、また生体認証・ネットワークセキュリティ・デバイス企業を傘下に収めるといった構想も持っていないことから、公開買付者が行っていると称している事業と、当社の現在及び将来の事業との関連性も希薄で、事業上のシナジー効果が見込まれるものとも思われませんでした。

この点、公開買付届出書によると、公開買付者は、中国におけるモバイルクラウドビジネスを営む中小企業に対して、当社が有するファイナンス・コンサルティングのノウハウを活用してファイナンス支援を行うとともに、公開買付者がその指紋認証技術を活かして構築したモバイル決済のセキュリティプラットフォームを提供することを考えているとのこと(公開買付届出書3頁)。しかし、当社は、こうした構想の詳細や実現可能性についての十分な情報を得られておらず、当社にとってメリットがあるものと判断することはできませんでした。

(b) 本公開買付けは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するとは考えられないこと

公開買付届出書によれば、公開買付者は、安定株主として対象者の現経営陣に対して継続的な支援と助言等を行うために、本公開買付けを通じて、当社の普通株式を買い増すことを決定したものであり、上記の本公開買付けの目的を達成するにあたっては、当社の現経営陣の意向を踏まえた当社の株式取得を行うべきと考えている、と記載されております(公開買付届出書2頁)。しかしながら、本公開買付けは、当社の現経営陣の了解を得ないまま一方的に開始されており、公開買付者自身が掲げた、当社の経営陣の意向を踏まえた株式取得という理念、に反しております。

また、現時点では当社と公開買付者との間には何らの提携関係も存在しておらず、これまで当社から事業上の支援や協業を要請したこともなく、現時点において、そのような支援や協業の必要性を感じておりません。もちろん、当社としては、当社の事業・経営に関して、公開買付者と協議することを拒むものではなく、公開買付者から当社の企業価値ひいては株主共同の利益を増加させると合理的と考えられるような提案があれば、それを検討する所存ですが、公開買付者からは、業務提携の具体的な内容等について合理的かつ十分な説明がなされおらず、何らかの業務提携を実現するとしても、当社経営陣の事前の了解を得ないで公開買付けを開始することによって当社の株式を取得する必要があるのかどうかについて、当社の納得できるような合理的な説明はなされておられません。

本公開買付け後にどのように当社の経営に寄与するかについても、方針が不明であり、当社による質問にもかかわらず、本対質問回答報告書では、公開買付届出書に記載されたものとほぼ同内容様の抽象的な説明がなされるにとどまっており、当社としては賛成することができません。そもそも、当社の賛同が得られなければ業務提携を行うことは不可能であるにもかかわらず、当社の事前の了解なく公開買付けを実

施する点において、公開買付者が真摯に当社との間の業務提携を企図しているものかについても確証が得られません。

以上のとおり、公開買付者からは、本公開買付けに関して、何を目的として、また、なぜ当社の事前の了解を得ることなく、公開買付けを開始したのか、合理的かつ十分な説明がなされていないと考えております。事前に合意を得ることなく一方的に本公開買付けを開始し、当社が要請してもいない指紋認証技術の利用を支援することを一方的に申し出るといった強引な手法からすると、当社の他の株主の皆様の利益を顧みずに、公開買付者の利益を図るような取引を強いる可能性も否定できず、公開買付者から提供された情報からは、本公開買付けが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資すると判断することができませんでした。

以上の理由から、当社取締役会は、本公開買付けは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないと判断し、本公開買付けに反対の意見を表明することといたしました。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

(訂正前)

前記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (1) 本公開買付けに関する意見の内容」のとおり、当社は、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保しているため、対応方針についても現時点では未定です。

(訂正後)

前記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (1) 本公開買付けに関する意見の内容」のとおり、当社は、本公開買付けに反対することを決議しておりますが、当社は、現時点において、本公開買付けに対して、いわゆる買収防衛策の導入等を行う予定はありません。なお、現在当社は取締役との間で支配権異動時の退任報酬契約を締結していますが、本公開買付けにより当該契約に抵触するような事象は発生しておりません。当該契約の詳細は、2013年11月21日付のプレス・リリース「退任報酬契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。